

## 推薦のことば

近年、官民一体となった取組により、刑法犯認知件数は減少傾向にはありますが、依然として様々な犯罪等により被害を受ける方々が後を絶ちません。犯罪被害者及びそのご遺族又はご家族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪等によってその生命、身体、財産、権利・自由を侵害されるなどの直接的な被害を受けるだけでなく、経済的困難や精神的苦痛など長期間にわたる被害に苦しめられることも少なくありません。

国民の誰もが犯罪被害者等になり得る中、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その視点に立った施策を講じ、権利利益の保護が図られる社会を実現するため、平成16年12月、犯罪被害者等基本法が制定されました。そして、同法に基づき、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等基本計画が定められることとされております。現在、第3次犯罪被害者等基本計画に沿って、関係府省庁の連携の下、着実に取組が進められています。警察庁におきましても、これまで犯罪被害者等基本計画等に沿って犯罪被害給付制度の見直しや犯罪被害者等に対する公費負担制度を始め様々な取組を行ってきています。

しかしながら、基本法の理念である「犯罪被害者等の個々の事情に応じた途切れのない支援」を実現するためには、国や地方公共団体といった行政の取組だけでは到底十分とはいえません。犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としています。そして、犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化し、必要な支援の内容も変わります。こうしたニーズに応えるためには、柔軟性に富んだきめ細やかな支援を被害者や地域の実情に応じて提供することができる民間の被害者支援団体の活動の充実が必要不可欠です。

全国被害者支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、平成10年に既設の8組織が連携し、被害者支援の向上を図るために全国組織として設立されましたが、それ以来、我が国の被害者支援において極めて重要な貢献をしてこられました。その一つとして、平成11年には「犯罪被害者の権利宣言」を発表するなど、基本法の制定を始めとする犯罪被害者等のための様々な施策の発展にも先導的な役割を果たされました。平成21年7月には、すべての都道府県に加盟団体が誕生して47団体となり、平成27年6月には、これらすべての加盟団体が各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体（以下「早期援助団体」という。）に指定されました。さらに、平成31年4月現在、加盟する1つの団体が早期援助団体の指定を目指しています。これらの団体では、警察や関係機関と連携を図りながら、専門的知識と技能を有する犯罪被害相談員等により、「被害者支援に関する広報啓発活動」「電話相談、面接相談」「病院や裁判所などへの付添い」「被害者・遺族の自助グループ支援」「ボランティア相談員の養成・研修」などのきめ細やかな支援活動が積極的かつ献身的に行われています。そうした民間被害者支援団体及びネットワークが担う役割は、犯罪被害者等が被害から回復するために極めて重要です。

今後も、犯罪被害者等一人一人に寄り添ったきめ細やかで充実した支援を行っていくことが必要であり、そのためには国、地方公共団体、関係機関並びに民間被害者支援団体等が、より一層、緊密に連携を図りながら協力し、更なる取組強化を図っていく必要があります。

政府といたしましても、犯罪被害者等施策が真に犯罪被害者等のニーズに応えたものとなるよう取り組んでまいります。

本書が、今後の犯罪被害者等への支援活動の充実、発展の一助となり、犯罪被害者等に対する支援の環が社会全体に一層広がることを願っています。

2019年3月

警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）

内藤 浩文